

高崎市浄配水場等運転管理業務プロポーザル実施要領

1 目的

高崎市浄配水場等運転管理業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、高崎市浄配水場等運転管理業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

高崎市浄配水場等運転管理業務

(2) 業務内容

「高崎市浄配水場等運転管理業務仕様書」のとおり

(3) 業務実施場所

別表1「高崎市浄配水場等運転管理業務 高崎市浄配水場等施設名称及び所在地一覧」のとおり

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 委託費の限度額

510,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ただし、年度毎の委託費の支払限度額は、以下のとおりとする。

令和7年度 170,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

令和8年度 170,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

令和9年度 170,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 参加者の資格要件

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

ア 令和6・7年度の高崎市入札参加資格者名簿（役務）において、施設・設備運転管理業務に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者でないこと及び第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。

ウ 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。

エ 代表者又は役員が高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 受託に必要な資格者や実務経験者が確保されていること。

- キ 緊急連絡体制が確保されていること。
- ク 地方自治体が発注する浄配水場等運転管理に関連する業務を請け負った実績を有すること。
- ケ 高崎市内に本店を有していること。
- コ 本プロポーザルに参加しようとする他の者と資本面若しくは人事面において関係がないこと。
- サ 共同企業体でないこと。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

4 選定スケジュール

- (1) 参加申請書等（1次審査に係る書類）受付期間 令和6年7月8日（月）～
令和6年7月31日（水）午後5時まで
- (2) 1次審査結果通知 令和6年8月19日（月）
- (3) 企画提案書等作成に関しての質問受付期間 令和6年9月2日（月）～
令和6年9月13日（金）午後5時まで
- (4) 質問についての回答期限 令和6年9月30日（月）
- (5) 企画提案書等（2次審査に係る書類）提出期限 令和6年10月11日（金）午後5時まで
- (6) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） 令和6年11月18日（月）～
令和6年11月22日（金）
- (7) 2次審査結果（受託候補者決定）通知 令和6年11月28日（木）
- (8) 契約及び業務開始 令和7年4月1日（火）

※上記スケジュールについては、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

5 プロポーザルの公告及び関係資料の配布等

- (1) 公告方法：高崎市公告式条例（昭和25年高崎市告示第67号）に規定する掲示場及び高崎市水道局ホームページ
- (2) 公告日：令和6年7月8日（月）
- (3) 配布方法：高崎市水道局ホームページからダウンロード

6 参加申請書等（1次審査に係る書類）の提出

参加者は、以下の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申請書（様式第1号）
- イ 参加資格に関する届出書（様式第2号）
- ウ 類似業務受託実績一覧（様式第3号）
- エ 上記受託実績を判断できる契約書等の写し
- オ 総括責任者及び業務実施体制（様式第4号）
- カ 会社概要（様式第5号）

- キ 会社の登記事項証明書（登記簿謄本）、印鑑証明書
- ク 財務諸表（確定している直近三事業年度のもの）

(2) 提出期間

令和6年7月8日（月）から令和6年7月31日（水）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒370-8501
高崎市高松町35番地1
高崎市水道局 浄水課 浄水管理担当（市庁舎18階）
電 話：027-321-1286
FAX：027-326-4027

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。
郵送による場合は、書留郵便とし、上記（2）の期限までに必着のこと。
また、封筒に「高崎市浄配水場等運転管理業務プロポーザル参加申請書等在中」と朱書きすること。

(5) 提出部数

2部（正本1部・副本1部）
※提出期限を過ぎてからの提出は受け付けない。

7 参加資格の審査（1次審査）

上記6に基づき提出された書類について、高崎市浄配水場等運転管理業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査し、1次審査の合格者（以下「企画提案者」という。）を決定するとともに、参加申請書提出者全員に対し、参加申請結果通知書により審査結果を通知する。

なお、参加申請結果通知書の発送日は、上記4（2）のとおりとし、郵送及び電子メール（通知書写しのPDFファイルを添付）により通知する。

8 企画提案書等（2次審査に係る書類）の提出

企画提案者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

簡潔明瞭な企画書とすることとし、A4版で40枚（表裏80ページ）以内で次の事項を明記すること。

- ・水道事業の基本理念に関する事項
- ・施設の運転管理及びその他関連業務に関する事項
- ・施設の運転管理及びその他関連業務についての事業計画書に関する事項
- ・施設の維持管理及び保守点検業務に関する事項

- ・施設の維持管理及び保守点検業務についての事業計画書に関する事項
- ・水質管理に関する事項
- ・危機管理に関する事項
- ・その他特筆すべき事項に関する事項

イ 事務連絡体制（任意様式。想定される関係機関等との必要な連絡体制、手法等）

ウ 見積書（任意様式。人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること）

(2) 提出期限

令和6年10月11日（金）午後5時まで

(3) 提出先

〒370-8501

高崎市高松町35番地1

高崎市水道局 浄水課 浄水管理担当（市庁舎18階）

電話：027-321-1286

FAX：027-326-4027

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記（2）の期限までに必着のこと。

また、封筒に「高崎市浄配水場等運転管理業務プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。

(5) 提出部数

8部（正本1部・副本7部）

電子データ（CD-R等）1部

(6) 企画提案書作成要領

企画提案書は、別添「企画提案書様式集」を使用し、用紙サイズは日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。上35mm、下30mm、左30mm、右30mmの余白を設け、フォントは原則としてMS明朝体11.0ポイント、行数34行で統一すること。提案書ごとに各ページの下中央に通し番号を付すること。図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときは、折り綴じ、企画提案書に記載されている企画提案参加番号を必ず記入すること。2次審査に係る提出書類には、ロゴマークの使用を含め、会社名が特定できるような記述は避けること。

また、電子データ（CD-R等）1部を提出する際には、以下の条件で正常に動作することを確認した上で提出すること。

※CD-R：Windows フォーマット

OS：Microsoft Windows 10 Pro バージョン

使用するソフト：Microsoft Excel 2016 又は Word 2016 まで。又はPDF

※提出期限を過ぎてからの提出は、受け付けない。

9 企画提案書等作成に関する質問・回答

上記8（1）アからウまでに定める書類（以下「企画提案書等」という。）の作成に関する質問は、

開封確認を付した電子メールにより、事務局宛に、質問書（様式第6号）を送付すること。この場合において、件名は、「高崎市浄配水場等運転管理業務プロポーザルに関する質問」とすること。

なお、評価及び審査に係る質問及び電子メール以外の方法並びに質問期間終了後に提出された質問書は、受け付けない。

(1) 送付先

下記15に記載の高崎市水道局浄水課メールアドレスまで

(2) 回答方法

企画提案者全員に電子メールにより回答

10 プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）

企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施するものとする。

(1) 実施日

令和6年11月18日（月）から令和6年11月22日（金）まで
詳細な日時及び場所等は、決定次第通知する。

(2) 時間

プレゼンテーションは、1者あたり概ね45分以内とする。その後、選定委員会によるヒアリングを15分以内で行うものとする。

(3) 参加人数

1者あたり3名以内とする。

(4) その他

ア プレゼンテーションに使用する機器等は、企画提案者が準備するものとする。企画提案者は、プレゼンテーション実施の際に、事前に提出した企画提案書の内容を訂正又は追加してはならない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは業者名をふせて企画提案参加番号で行うので、業者名が特定できるような発言は避け、記章をはずし、自己紹介等は行わないこと。

ウ 対象者が1者であっても、2次審査を実施する。

11 2次審査における評価方法及び受託候補者の選定

(1) 2次審査は、選定委員会において、企画提案書書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

(2) 2次審査の内容について、別紙「高崎市浄配水場等運転管理業務プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、本業務の受託者として適すると認められた者を受託候補者として選定する。

(3) 選定結果は、2次審査の対象となった全ての企画提案者に対し、令和6年11月28日（木）付けで郵送及び電子メール（通知書写しのPDFファイルを添付）により通知する。

(4) 選定結果に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

12 提案の無効

企画提案者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査のうえ、当該参

加者が行った提案を無効とする。

- (1) 企画提案書等について、実施要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容を記載したとき
- (3) 上記3 (1) に掲げる参加者の資格要件を満たさなくなったとき
- (4) 見積金額が委託費の限度額を超えたとき
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

1 3 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。なお、契約書は、受託候補者の作成した企画提案書に基づき、協議により変更が生じる可能性がある。

1 4 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 市は、本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）を、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (3) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号）に基づき公開することがある。
- (6) 受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。
- (7) 参加者は、参加申請書の提出をもって、実施要領及び仕様書等の内容を承諾したものとみなす。
- (8) 一参加者は、一つの提案しか行うことができない。
- (9) 実施要領等に定めるもののほか、プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。
- (10) 参加申請書提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合には、参加辞退書（様式第7号）を下記事務局に持参し、提出すること。
- (11) 上記2 (2) 及び(3) に示す業務内容等は現時点の予定であり、今後施設の新設・中止及び廃止等があった場合は、発注者受注者協議のうえ、契約変更を行う。

1 5 事務局

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1（市庁舎18階）
高崎市水道局浄水課浄水管理担当
TEL：027-321-1286
FAX：027-326-4027
Mail：s-jousui@city.takasaki.gunma.jp